

令和4年第 6回  
総会  
6月

## 白井市農業委員会会議録

令和4年6月7日 開会

令和4年6月7日 閉会

## 白 井 市 農 業 委 員 会 会 議 録

令和4年6月7日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会 長	笠 井 行 雄
会長代理	中 村 教 雄
1 番	伊 藤 治
2 番	岩 井 聡 明
3 番	今 井 幹 代
4 番	芦 田 恵 子
5 番	山 崎 正 司
6 番	山 崎 雅 巳
7 番	海老原 清

農地利用最適化推進委員の出席は次のとおり

1. 齊 藤 和 博
2. 小 松 隆 夫
3. 小 林 幸 子
4. 押 田 勝 巳
5. 海 老 原 菊 夫
6. 高 宮 正 明
7. 中 嶋 健 次
8. 秋 本 善 久

傍聴者 0名

本日の議案は下記のとおり

議案第1号 農地法第5条の規定による転用許可申請について

議案第2号 令和4年度第3次農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和4年度最適化活動の目標の設定等について

報告・協議事項等

(1) 届出等事務局長専決決裁報告について

(2) その他

7月の事前審査会、総会の日程について

- ・申請受付締め切り 6月21日火曜日
- ・事前審査会(案) 6月30日木曜日  
第1班 午前9時から 本庁舎2階災害対策室1
- ・総会(案) 7月7日木曜日  
午後4時00分から 東庁舎1階会議室101

午後4時00分委員定数9名中9名出席したので議長が開会を宣言した。

笠井会長 皆さん、こんにちは。

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、大変お忙しい中、令和4年6月定例総会に御出席をいただきまして、大変御苦労さまでございます。

新型コロナウイルスに関しましては、毎日、新聞等で新規感染者数を見ているんですが、全国的に大分減少してきているように思います。

早くいい治療薬ができて、収束することを願うところでございます。

それから、昨日、関東地方で梅雨入りしたということで、委員の皆様におかれましては、健康管理には十分気をつけていただきまして、農作業等頑張ってくださいと思います。

それでは、会議を始めさせていただきます。

本日の出席委員は9名により、白井市農業委員会会議規則第6条の規定により出席委員が過半数に達したため、これより令和4年6月定例総会を開会します。

次に、本日の議事録署名人を指名します。

議事録署名者は、5番、山崎正司委員、6番、山崎雅巳委員を指名します。

説明及び記録を事務局でお願いします。

これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第5条の規定による転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、大野です。

それでは、1ページを御覧ください。

議案第1号 農地法第5条の規定による転用許可申請について。

下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和4年6月7日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番、名内字下定戸谷の2筆です。

地目は田。

地積は902平方メートル。

権利者は記載のとおり。

義務者も記載のとおり。

申請事由は一時転用（農地造成）です。

2番、名内字下定戸谷の1筆です。

地目は田。

地積は333平方メートル。

権利者は記載のとおり。

義務者も記載のとおり。

申請事由は一時転用（農地造成）です。

3番、名内字下定戸谷の1筆です。

地目は田。

地積は563平方メートル。

権利者は記載のとおり。

義務者も記載のとおり。

申請事由は一時転用（農地造成）です。

以上です。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

笠井会長 ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いします。

伊藤 治委員、お願いします。

伊藤 治委員 2班班長、伊藤です。  
議案第1号、1から3番について、5条申請に係る調査報告を行います。  
資料は1から3番です。  
当日の出席者は、義務者の方々の代理人として測量会社の方、権利者の代理人として権利者の会社役員の方が出席されました。  
立地基準ですが、申請地は、市役所から北東に4.5キロメートルに位置しております。  
進入路については、市道により確保されております。  
農地区分としては、農業振興地域内農用地になります。  
転用目的ですが、申請地は水はけが悪いことで管理しづらいため、長期間、田として耕作されていませんでした。  
農地造成を行うに当たり、タイミングよく良質な土のことで知り、畑に造成する計画です。  
次に、一般基準ですが、本申請は農地造成ということで、3件合わせて1,798平方メートルと面積妥当と思われます。  
資金は、義務者それぞれの自己資金で賄う計画で、許可後は速やかに事業に着手するものと思われます。  
周辺農地への支障ですが、迷惑をかけないように作業を行うとのことでした。  
これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないものと思われます。  
以上です。

笠井会長 ありがとうございます。  
ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。  
最適化推進委員の小松隆夫委員、お願いします。

小松隆夫委員 推進委員の小松です。  
義務者の方3名と代理人の方にお話を伺いました。  
当地は長い間、休耕田でありましたが、どうにかしたいと考えていたところ、権利者の方の自社工場建設地の掘削した良い土があるとの工業団地協議会のあっせんもあり、埋め立てることとなったそうです。  
以上です。

笠井会長 ありがとうございます。  
事前審査会の報告及び地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。  
質疑のある方は挙手をお願いします。

芦田委員。

芦田恵子委員 農業委員の芦田です。

お尋ねしたいのですが、農地造成をして、その後、作付けるものでサトイモとかサツマイモと書いてあるのですけれども、こちら3件とも農家でいらっしゃるんですか。農業をやっていけるのでしょうか。

年齢的に、お一人は83歳でもあるし、サトイモを作って大丈夫なのかなと思います。

よく農地造成した後、何も作付けないという例もあるので、本当に作付けられるのかなと、それはどうなのでしょう。

笠井会長 小松委員。

小松隆夫委員 推進委員の小松です。

一番南側の土地の上が山になっていまして、そちらが日当たりが悪いということで、南側2件がサトイモということで、一番北側は多少日当たりはいいということでサツマイモということになっているのですけれども。

一番北側の義務者の方は、多少若いので、もし隣の畑できなくなった場合は、そちらの方がやるということをおっしゃっていました。

笠井会長 よろしいですか。

芦田恵子委員 はい。

笠井会長 ほかにございますでしょうか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、1番、2番、3番、関連がありますので、一括して採決を行います。

許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、1番、2番、3番、許可相当意見を付して県に進達することに可決します。

議案第2号 令和4年度第3次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、大野です。

それでは、2ページを御覧ください。

議案第2号 令和4年度第3次農用地利用集積計画の決定について。

白井市長より、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により別紙のとおり令和4年度第3次農用地利用集積計画（案）の協議がありましたので提出いたします。

令和4年6月7日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

続きまして、3ページを御覧ください。

3ページは白井市長からの協議文になります。

続きまして、4ページを御覧ください。

令和4年度第3次農用地利用集積計画一覧表（案）。

1番、河原子字堂下の3筆です。

地目は田。

3筆合計で1,557平方メートル。

種類は賃借権。

内容は水稲。

期間は5年。

賃料は記載のとおりです。

支払い方法は直接持参。

利用権を設定する者は記載のとおり。

利用権の設定を受ける者も記載のとおり。

経営面積は441アールです。

更新です。

2番、白井字堤ノ上の3筆です。

地目は田。

3筆合計で1,434平方メートル。

種類は使用貸借権です。

内容は水稲。

期間は3年。

利用権を設定する者は記載のとおりです。

利用権の設定を受ける者も記載のとおりです。

経営面積は441アール。

更新です。

3番、神々廻字河原子の1筆です。

地目は田。

面積は79平方メートル。

種類は使用貸借権。

内容はレンコン。

期間は5年。

利用権を設定する者は記載のとおり。

利用権の設定を受ける者は記載のとおり。

経営面積は50アール。  
新規です。  
4番、神々廻字前田の2筆です。  
地目は田。  
2筆合計で2,290平方メートル。  
種類は貸借権。  
内容は普通畑。  
期間は5年。  
賃料は記載のとおりです。  
支払方法は直接持参。  
利用権を設定する者は記載のとおり。  
利用権の設定を受ける者は記載のとおり。  
経営面積は50アール。  
新規です。  
以上でございます。  
御審議のほど、よろしく願いいたします。

笠井会長

ありがとうございます。  
農用地利用集積計画の決定については、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

3番、4番については新規ですので、地区担当員の補足説明がございます。  
最適化推進委員の齊藤和博委員、お願いします。

齊藤和博委員

推進委員の齊藤です。

まず、3番目のレンコンを栽培している方ですけれども、現在も今年からレンコンを栽培して、10月の下旬から11月に収穫の運びとなっておりますが、たまたま義務者の田んぼが横にあるということで、利便性から考えて、隣も一緒に借りたいということです。

4番については、今現在、相当な面積をやっておりますけれども、今後、秋栽培のほうに力を入れた中で栽培をしていきたいということでした。

以上です。

笠井会長

ありがとうございます。  
地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。  
質疑のある方は挙手をお願いします。

では、質疑がないようございますので、質疑を打ち切り、これより議案第2号令和4年度第3次農用地利用集積計画の決定について、一括して採決を行います。

承認することに賛成の方は挙手をお願いします。



[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第2号 令和4年度第3次農用地利用集積計画の決定について、承認することに可決します。

議案第3号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和4年度最適化活動の目標の設定等についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、大野です。

5ページを御覧ください。

議案第3号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和4年度最適化活動の目標の設定等について。

農業委員会等に関する法律第37条の規定に基づき、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和4年度最適化活動の目標の設定等を策定したので、提出いたします。

令和4年6月7日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

続きまして、6ページを御覧ください。

要点を説明します。

令和3年度目標及びその達成に向けた活動の点検・評価。

1番としまして、農業委員会の状況、令和4年3月31日現在の状況でございます。

続きまして、7ページを御覧ください。

担い手への農地の利用集積・集約化。

そちらのほうで、2番の令和3年度の目標及び実績。

こちらのほうは、集積目標が50ヘクタールのところ、集積実績は令和3年で10.9ヘクタール、うち新規実績が9.8ヘクタールでございます。

続きまして、8ページを御覧ください。

新たに農業経営を営もうとする者の参入促進。

2番です。

令和3年度の目標及び実績。

参入目標は1経営体、参入目標面積は0.5ヘクタール、参入実績は4経営体ございました。

参入実績面積は2.2ヘクタールとなりました。

続きまして、9ページを御覧ください。

遊休農地に関する措置に関する評価。

2番のほうで令和3年度の目標及び実績。

解消目標が2ヘクタールでしたが、解消実績は1.1ヘクタールでございました。

続きまして、10ページを御覧ください。

違反転用への適正な対応。

2番で、令和3年度の実績としまして0.4ヘクタール増加になってございますが、こちらのほうは口頭注意で、現地のほうは既に是正されております、

続きまして、11ページを御覧ください。

農地法等によりその権限に属された事務に関する点検。

1番、農地法第3条に基づく許可事務。

こちらのほうは、昨年、令和3年度が27件ございました。

全て許可しております。

続きまして、2番、農地転用に関する事務。

こちらのほうは、年間24件ございました。

こちらのほうも許可相当で意見を付しております。

続きまして、12ページを御覧ください。

農地所有適格法人からの報告への対応。

市内に5法人ございますが、5法人から報告はございました。

続きまして、4番、情報の提供等。

こちらのほうは、農業委員会総会の会議録の公表と、全国農地情報公開システム等で公表をしております。

続きまして、13ページを御覧ください。

地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容。

こちらは記載のとおりでございます。

続きまして、事務の実施状況の公表。

こちらのほうは、ホームページで公表してございます。

活動点検・評価の公表も、ホームページで公表しております。

続きまして、14ページを御覧ください。

令和4年度最適化活動の目標の設定等。

こちらが、14ページが農業委員会の令和4年4月1日現在の状況でございます。

続きまして、15ページを御覧ください。

2番の目標としまして、今年度の新規集積面積は50ヘクタール。

こちらのほうは、最適化指針に基づいて年間50ヘクタールでありますので、お願いしたいと思います。

2番、遊休農地の解消。

こちらのほうは、目標として去年同様、2ヘクタールの目標を組んでおります。

それから、昨年度発生した遊休農地の解消を5ヘクタールで目標としたいと思います。

続きまして、16ページを御覧ください。

新規参入への促進。

こちらのほうは、目標としまして、2番の目標です。

3年間の権利移動の面積の1割以上を記入ということで、3年間の平均が15ヘクタールになりますので、その1割ということで、1.5ヘクタールを新規参入の目標とさせていただきます。

続きまして、2番、最適化活動の目標。

1番、推進委員等が最適化活動を行う日数目標。

こちらのほうは、1人当たりの活動日数が月7日は行うようにお願いしたいと思います。

それから、2番、活動強化月間。

これは11月、12月、1月でお願いしたいと思います。

あと、3番は、新規参入相談会への参加目標。

こちらのほうは、産業振興課のほうで開催いたします。

要望等がございましたら、参加していただくようにお願いいたします。

以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

笠井会長 ありがとうございます。

本案件につきましては、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

続いて、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第3号令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和4年度最適化活動の目標の設定等について、採決を行います。

承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第3号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和4年度最適化活動の目標の設定等について、承認することに可決します。

次に、報告事項に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、大野です。

それでは、17ページを御覧ください。

報告第1号 専決処分について。

下記のとおり白井市農業委員会事務局規程第6条第6号及び第7号の規定により専決処分したので、これを報告いたします。

令和4年6月7日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

18ページを御覧ください。

①農地法第3条の3第1項の規定による届出になります。

19ページを御覧ください。

②農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届け出になります。

続きまして、20ページを御覧ください。

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

下記のとおり、農地法第18条第6項の規定による通知がありましたので報告いたします。

こちらのほうは、3件とも合意解約でございます。

続きまして、表紙に返っていただきまして、(2)その他、7月の事前審査会、総会の日程について。

申請の締切りは6月21日、火曜日。

事前審査会は6月30日、木曜日、第1班、午前9時から本庁舎2階災害対策室1。

総会は7月7日、木曜日、午後4時から東庁舎1階会議室101。

以上でございます。

笠井会長 本日の議案については、全て終わりました。

慎重なる審議を賜り、ありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長

白井市農業委員会議事録署名人

白井市農業委員会議事録署名人